

平成19年9月10日（月）

（午後4時25分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

その前に、企画部長より発言がありますので、これを許します。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）先ほどの答弁の中で、選定委員会の件でございますけども、選定委員会につきましては、原則公開というような形で答弁させていただきましたけれども、原則公開だけでは不十分な答弁でございます。といいますのは、多くの個人情報が含まれている部分と、それからこの委員会につきましては、業者選定ということがございまして、業者選定に影響する部分が多々ございます。そういうことで、委員会の傍聴も含めて、そのところについては非公開ということにさせていただきたいというふうに、具体的に非公開の部分の説明させていただきたいというふうに考えてございます。

なお、議事録につきましては、後日、個人情報、それからそういう部分については、消させていただきまして公開していくというような形でございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ご了承願います。

順番6、15番 石橋君。

〔15番（石橋英和君）登壇〕

○15番（石橋英和君）新人議員の石橋でございます。どうかよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、市長並びに行政当局に対しまして、限られた質問時間ではございますが、市民の代弁者といたしまして、いくつかの点につきまして質問をさせていただきます。

どうか、的確なるご答弁をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、今回の質問に至りました私の所感から述べさせていただきたいと思っております。私は市内の産業界に長く身を置いた者でございます。今の日本社会は、地域間格差、自治体間格差が顕著に露呈した、完全なる格差社会であると考えております。格差がある以上、不利な立場に立たされている者がいるわけでありまして、残念ながら我が和歌山県は、我がまち橋本市は、まさに格差社会の申し子のような地方都市ではないかと、つつい思ってしまう。

最近のマスコミで、好景気という言葉をよく耳にしますが、それを聞くたびに腹立たしい思いをしているのは私だけではないと思っております。地方分権とは言いながら、三位一体の改革も自主財源に乏しい橋本市にとりましては、非常に厳しいものでありました。

先般の参議院選挙の結果を踏まえ、政府は地方救済の必要性をかなり認識したようではあります。今の流れの中では、過去にあったような地方へのばらまきの政策に戻れるはずもなく、中央行政の方針が、我々弱者の立場をいっぺんにひっくり返すような変革には至らないと考えざるを得ません。

でありますから、我が橋本市は、国、県との交渉を粘り強く展開していく一方で、自らがより一層の努力を重ね、より一層の知恵を絞り、自力でこの苦境を乗り越えていく道を選ぶべきであろうと考えるわけでありまして、まさに、その険しい道のりを日々実践していただいております市長以下、行政当局の皆さんには、頭の下がる思いがいたしておりますが、同様に私も一議員といたしまして、その

果たすべき責任の重大さを痛感しておるところでございます、これからの橋本市発展のために微力を注いでまいりたいと願っております。

それでは質問に移らせていただきます。

大規模自然災害に対応する防災対策についてでございますが、大規模自然災害に見舞われた場合、速やかに道路、水道、電気、通信等の機能を回復する必要がありますが、その体制がどの程度整っているのかお尋ねいたします。特に、重症患者を速やかに搬送するために、また、今まで練り上げてきた、すべての災害対策計画を確実に実行していくために、まず道路の機能を回復することが急務であると考えますが、それに必要な重機、車両及びそれらの運転要員は確保されているのか。また、非常事態の中で、混乱なくそれらを必要な箇所に差し向けるための連絡網の確立、及び事前の打ち合わせができていくのかについてお尋ねいたします。

2番目、続きまして、避難所の確保や避難訓練及び緊急医療体制の確立、それに避難所生活に必要な物品の確保等については整いつつあると認識しておりますが、避難所生活での極度の精神的疲労と緊張状態、まして身近に犠牲者が出てしまった人の精神状態には、耐えがたいものがあると予測されますが、緊急医療体制の中に、精神医療は組み込まれているかについてお尋ねいたします。

2点目でございます。市内産業の保護、育成について発言させていただきます。

冒頭に述べましたように、格差社会の中であって、本市の産業活動、商、工、農、サービス業ともに深刻な経営危機に陥っていると言わざるを得ません。従来の小売店舗は大型店、チェーン店に顧客を奪われ、廃業が後を絶たず、まるで近年進入してきた外来魚が、私たちが長年親しんできた紀の川の魚たちを

根こそぎ食い尽くそうとしているかのような光景に見えております。

建設業にあっては、公共事業の激減と、地域不況による民間からの受注量の激減により、年間の工事獲得額は会社を維持できないほどに落ち込んでおります。また、繊維産業、その他の産業においても、地域経済の低迷により、経営状態は非常に苦しいものであります。好景気に沸く大都市圏とは比べものにならない状況であります。

本来、地元産業の後継者となるべき若い人材が、やむなく大都市へ流出いたしております。私たち団塊の世代は、地元で夢を見つけることのできた世代でありました。青春の友と大いに橋本ドリームを語れた世代でありました。地元産業の保護育成は、とりもなおさずこの橋本市の保護育成そのものではないかと考えるのでありますが、いかがでありますでしょうか。

さて、日頃より地元産業の保護育成には、並々ならぬご尽力をいただいております木下市長ではございますが、ここで、もう一步踏み出していただきたく、一つの提案をさせていただきたいのでありますが、本市の活性化を願って企業誘致の特別チームをつくったように、地元産業の保護育成を目的とした特別チームをつくれぬものでありましょか。企業誘致と地元産業の保護育成は、橋本市発展のためにも不可欠なものであり、並行作業で取り組まなければならない課題であると思うのであります。何といたしても、地元経済を活性させるに当たっては、長年苦楽をともにしてきた地元の事業所の皆さん、商売人の皆さんが、必ず頼りになる人たちであると私は確信いたしております。

この提案に対します、市長のご見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上をもちまして質問を終わらせていただ

きます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）石橋議員の質問で、市内企業の保護育成について、お答えをしてみたいと思います。

我が国の経済の状況は、明るい兆しはあるというものの、地方におきましては、まだまだ厳しい経済環境にあるというのが実感でございます。特に、近畿で本県のみが、地価が下落して下げどまってとまりはないということ、これが非常に寂しいものがあるわけであります。

議員ご指摘のとおり、企業誘致と地元産業の保護育成は、本市発展のために欠かすことのできないものと認識をいたしておるところでございます。そういった中で、9月議会にご提案をさせていただいております。橋本市の企業立地促進条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的としております。本市として、企業誘致と既存の地元産業保護育成を、並行して取り組むための考えをお示しさせていただくのであります。

地元産業育成の特別チームをつくれぬかというご提案をいただいておりますが、企業誘致につきましては、従来、商工観光課でその事務を行ってまいりました。企業誘致室として組織を独立し、商工観光課で企業誘致の事務分掌が外れた分について、既存企業の充実に向けるべく、財政厳しい中、当面は商工観光課の人員の削減をせず、7名体制を維持し、活性化の取り組みを行っているところであります。

具体的には、平成18年度から平成20年度ま

での3カ年事業で、厚生労働省の委託を受け、地域提案型の雇用創造促進事業に取り組んでおります。また、パイル織物と紀州へら竿の地場産業の継承と発展、これら地場産業の技術を生かした新商品の開発や、観光ビジネスによる新しい地域産業の創出、地元企業の底上げをめざして、その実現に向けた人材育成事業を実施することにより、新しい雇用の創出を図っておるところであります。

平成18年度においては、当初の雇用目標を上回る雇用実績を上げておるところでございます。今後におきましても、観光を含めた産業の創出、既存企業の充実や新たな雇用創出の事業に、現在の組織体制で精一杯、今後とも取り組んでまいりたいとするものでございまして、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、大規模自然災害に対応する防災対策についてお答えいたします。

まず、1点目のご質問であります。大規模災害に見舞われた場合の道路及び水道等、いわゆるライフラインの早期回復については、橋本市地域防災計画書の中に盛り込まれております。特に、道路の寸断時の対応につきましては、道路管理者は災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して、交通の確保に努めなければなりません。そのために、市消防本部及び応急対策部は、市災害対策本部の組織、労力、機械器具等を用いるほか、市内の土木建築業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うこととなっております。

議員おただしの、災害時における事業所と

の協力体制を確保するため、市内建設業者の方々と重機、車両やオペレーター等の応援協力について協議を進めているところであります。また、建設機械レンタル業者等、関係事業所との応援協定についても今後推進し、大規模自然災害に備えたいと思っております。

次に、避難所の確保については、大規模自然災害で避難所が必要になった場合は、直ちに橋本市地域防災計画の中で指定している避難所を開設することになってございます。開設後における要援護者に対しましては、担当職員、保健師等が訪問等による状況調査を行い、障害や体の状況に応じて、避難所から適切な措置が受けられるよう施設に搬送いたします。

特に、ご質問の緊急医療体制にかかる精神医療につきましては、市本部医療救護班が、災害発生後、心的外傷後ストレス障害等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を開設し、市本部医療救護班より橋本保健所を通じて、県本部から日本赤十字社和歌山県支部等、医療関係機関に医師の派遣を要請することとなっておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君、再質問ありますか。

15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）どうもありがとうございます。

まず第1点目に、道路の復旧から始めるべきであるという私の考えでございしますが、それにつきまして、和歌山県地震防災対策アクションプログラムによりますと、建設業者との協定締結による応急復旧体制の充実という項目がありまして、既に平成16年4月1日付けで、県内の多数の建設業者と和歌山県との間で協定が締結されております。各業者はそれなりの責任を自覚しておるということでござ

います。平成16年といたしますと、もう随分と前のことなんですけれども、その後、橋本市については重機を保有している、主に建設業者と今交渉中であるというご答弁でありましたんですけれども、具体的に、市当局からその手の話がきたという話は耳に入っておりません。

それと、じゃあ県が、ということになるのでありましようが、例えば橋本市内、道路、県道、市道、国道あるわけでありまして、県の職員には県道が、当然、線名も全部頭の中に入れておろうかと思いますが、市道、線名全部把握していただいておりますか、これはちょっと。ですから、もしあちこちで道路が寸断されましたときに、県は協力関係にあるその業者で、市民から通報を受けて差し向けるとしても、県道には行くことは可能かもわかりませんが、じゃあ市道と言われたときに、対応する県の職員が市道のことを全部わかってくれてるのかという問題があると思います。やっぱり、市独自で市道に対する対応でもっと具体的に、もっと早い時期にこの問題を解決するべきだと考えます。いかがでありますでしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まさに議員ご指摘のとおり、大きな地震が発生いたしますと、市内全域、市内だけではないのですが、全域至る所で市道、県道、国道関係なしに、今回ですと、もう京奈和までが被災するというような状況になろうかと思えます。そうしますと、やはり県の職員は市道の詳細についてまでということは、確かに現実問題として発生するかと思えますが、その段階におきましては、まずは市の対策本部におきまして、県対策本部等々の早急な情報交換によりまして、情報の共有化によりまして、橋本市内でいかに人命を早く救出するかというその中では、

優先順位については市、県、国とも協議をしていく必要があると。その中で、一番優先順位として、結果的にある場所のこの市道が改修が大事なのか、まずはこの県道が大事なのかという、早急な対応をしていく必要があると思いますし、市の防災計画でもそのような位置付けをさせていただいておりますので、その点、今後も防災計画は防災計画でありますけれども、現実的な対応として、今後、県、国とも機会あるごとに内容については精査、詰めていきたいと、そのように考えております。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。指摘してください。

○15番（石橋英和君）ちょっとお尋ねしたかったこととずれがあるようには思いますが、市内の業者とお話、何人かとさせていただいたんですけども、まずやっぱり協定、調印がないと、緊急事態でありますので、重機が稼働いたしますと思わぬ事故を、普段の業務と違う状況下で作業することになりますので、そうなりますと、その会社の代表者といたしましては、労災の心配まであるわけでありまして、自分が勝手に、道路がふさがっているからということでその社員に行かせて、もし労働災害が発生してけが人を出してしまったときに、契約関係のないことで発生してしまった、実は、やっぱり労災の問題までしてしまうよと、そういう話が耳に入ってきております。

それと、やはり大規模災害でありますと、それこそ一月も二月も、それが復旧にかかってしまうということになりますと、その費用補償に関しても何の取り決めもないと。そういう中で行かせるんだったら、まあでも橋本市民でありますから、それは行かなければならないという、皆さん自覚は持っておられるようではあります、そんな心配しながら行

くのではなしに、やっぱりこういう取り決めのもと、じゃあこういうことだという、まずその取り決めに先やってもらえれば、普段、心配せずにいれるんだという話がたくさん耳に入ってきております。ですから、そのところを急いでいただいて、そんな心配せずというところをお願いしたいところでございます。

それと、やっぱり強制ということもできないと思います。橋本市の場合は、例えば管財課が事務的にはそういう業者と一番接触が多いかと思っております。橋本市、現在100社に近い重機を保有している建設業者があるのだろうと。ひょっとしたらそれ以上かもわかりませんが、それらの業者が、ほとんどが本市に対して、建設工事に入札参加願いを提出しておるわけでありまして。例えば、入札参加願いの項目に、緊急時の復旧活動に協力できるかどうかの意思確認を求め、それが可能な業者に対しては本市と協定を締結してもらおう。そのような作業はそれほど難しい作業ではないと私は考えます。もっと早い時期にやっておいてほしかったなという気がいたしております。

その辺のところを、すぐに取り組むとしたら何か問題があるのか。今からもう始められる問題であるのか、その辺、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず1点目の、労災の関係等々、詳細につきましては、当然、大事な項目でございますので、今後市内の各事業所の方々と早急に詰めていきたい、協議をしていきたいと、そういうふうにご考えてございます。

それと、市内に100社ほどということで、業者おられるわけでございますけれども、当然、今後業者とも、どこまで協力をお願いできるのかということも含めまして、早急に対応、

協議を進めていきたいと、そういうふうにご考えています。

○議長（中上良隆君）協定の件はどないなるの。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）失礼しました。少し答弁もれました。今現在は市内の建設業者の方、特に協会とは覚書締結はいたしてございません。過去の台風とか、大雨等発生して、市内に土砂崩れ、また木が倒れてきて車が通行できないと、そういう過去にも何回かございました。そのときには、市内の業者が全面的に協力をしていただきまして、助けていただいておりますということもございますので、今後、市内全域に発生する大地震等の場合には、例えば市内の事業者、建設業者の従業員の方自身が被災しても大変なことにもなりますし、重機自身、建物、倉庫等が倒壊することによりまして、重機を持ち出すことができない。また、市内全域に発生したときには、市内の建設業者の方々との横の情報連絡、命令指示系統等、いろいろと検討協議しなければならない分野がありますので、その点も含めまして、今後早い時期に、早急に業者の方々と協議を進めたいというふうにご考えてございます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）早急にというご答弁でございますので、それ以上申しませんが、できたらもう3カ月以内とか、そのような急いでもらったにこしたことはないという考えでございます。

それと、実際、私もいろいろ聞き取り調査をいたしました中に、実際、協議を始めますといういろんな問題がわき上がってきます。例えば、前回、今お話にもございましたように、各業者が市から直接指示を受けて、市内各所で道路、応急復旧をやったわけですが、

倒れた木が、これ、うち値打ちのある木やから、あんたらどんな権限で勝手にそういう重機で引きずり回してんのかとか、手でやってくれよと、実際、大きい木をそういう非常事態の中で、人力でという、だからそれを言われてしまいますと、市との取り決めも何もなしにあそこへ行って、あそこの道路を回復してこいという話をもらっても、じゃあそういう場合はどうしたらいいんですかとか、後になって何らかの支払いがあったわけですが、やっぱりそんなら本当に足りないよという話でありますとか、急いで話を始めていただいても、いろんな問題がやっぱり沸き上がってくるのであろうと思います。ですから、それ、やらずにおったのではわからない問題、必ずいろいろとあると思いますので、早急をお願いしたいと思います。

それと、地域の方々でということも、大切な項目に挙げられておるんですけども、50年前でしたら、陥没、地割れがあったとしても舗装がされておりませんので、周囲の住民の方で、普段使っている農具で何とか仮復旧はできることもあったのでしようが、今はもう全部アスファルトで固めておりますので、やっぱり重機が現地に入らないことには、歯が立たないということでございます。ですから、やっぱりまず重機が動かないと、という観点に立っていただいて、それで市内に、たくさんその重機が市内にあるわけでありまして、それらがスムーズに動いて、早い時期に道路の機能を回復できるような計画を、ぜひとも進めていただきたいと思います。

続きまして、その後、どうしても避難所生活を強いられる方々が出てくるわけですが、私自身、体験しておりませんが、やっぱり特に子どもさん、不安だし、つらい避難所生活になるのだろうと推測するわけですが、そんな中で、痛いところに薬があれ

ばいいのかとか、そういう部分の医療体制だけではなくて、そういう異常な状態の中で、何日間かそこで生活することを強いられるわけですから、精神面のケアというのも必ず重要な項目として検討しておいていただきたい。そういうことでございます。

次であります、市内産業の保護育成でございます。市長にご答弁いただきました。

今、よく目にいたしますのが、規模は小さいですけども市内で事業をされている方、商売されている方の子どもさんが、見切りを付けるといいますか、親がもうあえてするなというケースが非常に多ございます。

先ほども申しましたように、後継者が出て行ってしまうということは、それを復活するには30年、50年の損失だと考えるべきであろうかと思えます。そして、その息子さんは、やっぱり大都市に向けて職を探して出ていくわけでありまして、そこでサラリーマンになるのか、事業を起こそうとするのか。しかし、サラリーマンになっても、事業を起こしたとしても、彼が頑張る収入を得れば、その税金は橋本市以外の自治体へ吸収されていくわけでありまして、二つの意味で地元の産業が消えていく。それと貴重な、地元で働いて、税金も地元に残してほしかった人材が、外に出て行ってしまふ。その二つの問題がそこに起こってくるわけでありまして、やっぱりどう考えても、企業誘致、税金も納めてくれる業者に入ってきていただきたい。やっぱり、今、既存のそういった人たちに残ってほしい。これはやっぱり並行作業でなければならない。そのように思うわけでございます。

先ほど、市長の説明にございました、特別チームというのではないけれども、商工観光課の中でその業務に取り組んでいきたいというご説明にございました。私が、どうしてそ

の特別チームという言葉を使ったかと申しますと、今現在の各課の皆さん方は、通常の業務を遂行していくために、それらの担当部局は重要な役割を持って……。

○議長（中上良隆君）石橋君、済みません、発言中ではありますが、少しお待ちください。

この際、議長より申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。ご了解願います。

続けてください。

○15番（石橋英和君）新人には酷なアクシデントで。どうも失礼しました。

担当部局という認識でやられている皆さん、その日その日の決められた業務をこなすのに精一杯やっただいておまして、落ち込んでいる産業活動を引っ張り上げるという職務に関しては、各課の認識に必ず隔たりを感じます。といいますか、そこまで手が回らないといいますか、私たちが普段やっておる業務じゃないような気がします、というような結果になっていきそうな気がいたします。ですから、少人数であってでも切り離していただいて、普段の商工観光課の業務ではなくて、本気になって市内を駆けずり回っているような聞き取り調査をやっつて、市内の産業を元気づける職務に専念してくれというような形での認識のもとに、職員が参加していただけないか、そういう気持ちを込めての特別チームという言葉を使わさせていただいたのであります。

再度、ご検討いただけないか、ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）石橋議員の再質問にお答えをしてみたいと思います。

本当に、切々と、こう申されましたこと、身にしみて感じておるわけでありまして、

よく考えますと、幼保一元化でしっかりと子どもを育てて、これはいいこと、大事なことであります。だんだん大きくなりました。そうしたツバメやないですが、よそへ皆巣立ってしまう。これも甚だ、いたし方ないわけにありますけども、やはりそうした面から、若者が橋本市で定着できるようにと申されましたが、私も同感であります。

そのことにつきまして、企業誘致に現在4名が担当して努力しておるわけで、おかげをもちまして、小峰台周辺にもだいたい話が着々とまとまってまいりました。公開はまだ12月議会の予定であります。今日はまだ調印できておりませんので、そういうこともかけて、汗をかいて、本当に苦勞いただいておりますもおるわけでございまして、余計なことも若干申し上げるわけでございますけれども、このご指摘のことについては、一度内部で十分検討した上で、外へ向けての営業活動というんですか、そういう商工振興の方向性を出して、前向いていくようなことの組み立ても必要かもわかりません。

しかしながら、人員の拡充等につきましては、昨年、今年の年度末におきましても、あわせて五十幾人が勇退されるという見込みもあるわけでございまして、なかなかこの陣容が削減の一途をたどっておるということも、念頭に含んでおいていただきたいと思えます。

したがって、それらについて、この10月に入りましてから、市の職員と橋本の商工会議所の幹部との会議を、私、今企画しかけておるわけでございまして、高野口の商工会とは、また続いて幹部と職員との懇談会を持ちながら、実の上がる会議を進めてまいりたいと思っておるところであります。

特に、観光面にも含めて、やどりの旅行村等を中心に、ひとつしっかりと進めていくべ

きではないかなということもございまして、また、年明けに今度、元気づくり大会というのを企画を予定してございます。これは、人も元気ではありますが、まちも元気。大々的に、昨年は371のをやりました。決起大会。あれの倍ほどの人を市民会館へ呼んで、ひとつ今度は橋本市があふれる、もう真冬にですけども、汗たっぷりかくような元気づくり大会を計画しておるわけでありまして。これには企業戦士の立派な方の体験スピーチとか、あるいは100歳以上の方も出ていただいて、体力づくりの上での元気のあるべき姿、それらもいろいろ華々しく展開していきたいという考えも持っておるわけでございます。

言葉足らずでありますけれども、その熱意をお酌み取りいただいて、議会の皆さんのお力添えもいただきますようお願いを申し上げ、答弁に替えさせていただきます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）どうもありがとうございます。

たしかに、人員削減の折から、新たなチームを編成するという、その辺の事情もよく理解できるのであります。地元の本当に切実な、地元の産業が本当に死にかけているといっても過言ではないようなこの事態を、十分ご理解、当然いただいております。後継者の問題にいたしましても、今、何とか助けておかないと、50年先まで問題を残す危険性ありと認識いたしております。

それと、商工会議所の話も出たわけです。商工会議所なりにいろいろご努力をさせていただいております。やっぱり会員さんのための商工会議所という色合いもございまして。全員が参加しておる団体ではないという部分もありますので、やっぱり市当局が率先して取り組んでいただきたいと思います。そのように考えます。

それとなんですけども、特別チームの件、もしかかわないといたしましても、今現存する課の職員さん方が、今与えられている職務は非常に重要な職務でありまして、取り組んでいただいておりますわけでありまして、個々の課の皆さん方に、現存の地元の産業対策について、もう一度再認識していただいて、何とか元気づけてやらなければならないという、精一杯応援してやらなければならないという認識を、特別チームができるできないにかかわらず、各課の皆さん方にもう一度、もう一度というか、もうちょっとレベルアップした認識を持っていただけるようお願いできないかと思っております。どうしても、相談に行くんだけど冷たいしなという話が、実際橋本市内にございます。その点について、どなたかご答弁いただけましたら。

○議長（中上良隆君）答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長（仲 完治君）お話のご質問の趣旨は、市役所全般の職員がかかわる分野について、危機感を持って、もう少しレベルアップをしてほしいというお願いでございました。

私、部長から市役所全般の話をお答えするのは僭越かというふうに思っております。とりわけ、経済部を担当してございます商工を含めまして、農業も含めまして、非常に厳しい時代でございます。昨年9月には、建設業界のご協力をいただきまして、農業進出等検討会を開催して、農業の振興に、農業参入ができないかなども検討してまいりました。

防除、除草等の作業について農家の調査も行いましたが、本市の農家経営の状況から、単価など問題がありまして、参入の可能性が少くない状況にあるとの結論になってございます。

今後もそうした、それぞれの分野が非常に厳しい時期を迎えてございますので、何かの機会があれば、取り組めるものについては頑張ってもらいたいというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）15番 石橋君。

○15番（石橋英和君）どうもありがとうございました。私、お尋ねしたかったこと、以上でございます。時間を残しておるようでございますが、これにて終了させていただきます。

どうも皆さん方、ありがとうございました。

○議長（中上良隆君）これをもって、15番 石橋君の一般質問は終わりました。

○議長（中上良隆君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明9月11日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

（午後5時11分 延会）